

市税条例の一部改正などを議決

6月定例会
議案

6月市議会定例会は、6月12日から24日までの13日間の会期で開き、議案24件を審議しました。市税条例の一部改正など、主な内容をお知らせします。

条例の改正

●公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正
(第53号議案)

令和3年度から、府相公民館に指定管理者制度を導入します。

●総務委員会での主な質疑
問 公民館に指定管理者制度を導入する目的は。

答 地域のニーズや課題に迅速に 대응することができ、住民サービスの向上につながるかと判断したため、導入するものです。

●本会議での主な論点
賛成民間の持つノウハウによるサービスの向上と、市

民の要望に対する迅速な対応、経費削減を図ることができると指定管理者制度を導入すべきと考える。

反対公民館は、社会教育活動を担うもので、市が責任を持つべきものであるにも関わらず、指定管理者任せにするに反対である。

●市税条例の一部改正
(第55号議案)

地方税法の改正と、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく地方税法の改正に伴い、6つの税で改正を行いました。

個人市民税では、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われ、子供を



扶養している親であれば、未婚であっても個人市民税から控除することと決めました。

また、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、文化芸術又はスポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料金等の払戻請求権の全部又は一部を放棄した場合には、放棄した金額を上限20万円まで、寄附金税額控除が適用されます。

●総務委員会での主な質疑
固定資産税及び都市計画税では、震災等により固定資産の所有者が不明である場合に、その使用者を所有者とみなし、あらかじめ通知した上で固定資産税を課することができるよう定められました。

問 震災等にはどのような場合が含まれるのか。

答 風水害、火災など不可抗力的な事由が想定されま

●本会議での主な論点

賛成新型コロナウイルス感染症の影響等で厳しい経営状況下においても積極的な設備投資を行う事業者に対して税制面で支援をしていくべきと考えます。

反対投資ができる程、力がある企業に支援するものであるため反対する。

●通知カードの再交付手数料を削除
(第56号議案)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、通知カードが廃止されることから、通知カードの再交付手数料の削除やその他所要の整備を行います。

●文教委員会での主な質疑

問 通知カードが廃止されることとなった理由は。

答 転居時等における記載事項の変更手続きの際、通知カードを持参しなかった